（二）発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事であって、次の発電用原子炉施設に係るもの

1　原子炉本体

1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの

(1)　炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの

(2)　炉心に係るもの

(3)　反射材

(4)　原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）

(5)　原子炉圧力容器支持構造物に係るもの

(6)　原子炉圧力容器付属構造物に係るもの

(7)　原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの

(8)　原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2　加圧水型発電用原子炉施設に係るもの

(1)　炉型式、定格熱出力、過剰反応度、反応度係数又は減速材の変更を伴うもの

(2)　炉心に係るもの

(3)　反射材

(4)　原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）

(5)　原子炉圧力容器支持構造物に係るもの

(6)　原子炉圧力容器付属構造物に係るもの

(7)　原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るもの

(8)　原子炉本体の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2　核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設

1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの

(1)　燃料取扱設備に係るもの

1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの

(1)　原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉圧力容器内部構造物（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え

(2)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉圧力容器支持構造物、原子炉圧力容器付属構造物又は原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

2　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、次に掲げるもの

(1)　原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉圧力容器内部構造物に係るものの改造であって、原子炉圧力容器内部構造物（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え

(2)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、原子炉圧力容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉圧力容器支持構造物、原子炉圧力容器付属構造物又は原子炉圧力容器内部構造物（スパージャ若しくは内部配管又は中性子束計測案内管に限る。）に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

3　加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、熱遮蔽材に係るもの

4　加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、次に掲げるもの

(1)　原子炉容器本体（監視試験片を除く。）又は原子炉容器付属構造物に係るものの取替え

(2)　炉心（炉心支持構造物に限る。）、反射材、原子炉容器本体（監視試験片を除く。）、原子炉容器支持構造物又は原子炉容器内部構造物に係るものの性能又は強度に影響を及ぼすもの

1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るもの

(1)　燃料取扱設備に係るもの

(2)　新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの

(3)　使用済燃料貯蔵設備（制御棒貯蔵ラック及び使用済燃料貯蔵ラックを除く。）に係るもの

(4)　使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に係るもの

(5)　貯蔵施設の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2　加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造であって、次に掲げるもの

(1)　燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）に係るもの

(2)　新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）に係るもの

(3)　使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵ラック、破損燃料貯蔵容器用ピット、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備又は使用済燃料貯蔵槽用水処理設備に限る。）、使用済燃料貯蔵ラック又は使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備の性能又は強度に影響をするもの

3　原子炉冷却系統施設

1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの

(1)　原子炉冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの

(2)　原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの

(3)　原子炉圧力容器本体の炉心の流量又は蒸気の発生量の変更を伴うもの

(4)　原子炉冷却材再循環設備に係るもの

(5)　原子炉冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。）に係るもの

(6)　残留熱除去設備に係るもの

(7)　非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの

2　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、燃料取扱設備に係るもの

3　加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（中欄に掲げるものを除く。）であって、燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備又は使用済燃料貯蔵槽用水処理設備に係るもの

4　加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理であって、燃料取扱設備（使用済燃料を取扱うものに限る。）、新燃料貯蔵設備（新燃料貯蔵ラックに限る。）、使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料貯蔵ラック、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備に限る。）、使用済燃料貯蔵槽用水処理設備又は使用済燃料貯蔵ラックに係るもの

1　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉冷却材補給設備（ポンプにあっては、給水ポンプに限る。）、原子炉冷却材浄化設備（ポンプにあっては、給水ポンプに限る。）、原子炉補機冷却設備（ポンプを除く。）又は原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの

2　沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理（蒸気タービンに係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの

(1)　原子炉冷却材再循環設備、原子炉冷却材圧力バウンダリに係る弁及び逃がし安全弁を除く。）、残留熱除去設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備（原子炉冷却材圧力バウンダリ